2　［略］

（対外取引の健全な発達を図るために特に必要な事業）

第三条　法第二条第十八項の経済産業省令で定める事業は、次の各号に掲げる海外事業資金貸付の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　［略］

二　法第二条第十八項第一号に掲げる海外事業資金貸付（出資外国法人等が行うものを除き、国際機関、外国政府等、外国法人又は外国人に対する本邦外において行う事業に必要な資金に係るものに限る。）次のいずれかに該当する事業として経済産業大臣が認めるもの

イ・ロ　［略］

ハ　海外投資に係る事業、地球環境の保全に特に寄与する本邦外において行う事業又は将来において成長発展が期待される分野に係る本邦外において行う事業であって、当該事業の促進が我が国の産業の国際競争力の維持又は向上に関する国の施策の推進を図るために特に必要なもの

ニ　本邦外において行う事業に係る国際的な連携の確保又は国際社会において重要な課題（開発途上にある海外の地域に係るものを含む。）の解決に資する事業であって、国際社会における我が国の地位の向上に特に寄与するもの

三　法第二条第十八項第二号に掲げる海外事業資金貸付　対外取引の機会の創出、確保又は拡大に著しく寄与する事業であって、次のいずれかに該当するものとして経済産業大臣が認めるもの

イ　本邦法人又は本邦人が輸出する船舶又は航空機を使用する事業

ロ　我が国の産業の国際競争力の維持又は向上を図るために必要な事業のうち、次に掲げるもの

(1)　我が国にとって重要な物資又は技術の確保又は開発に資する事業

(2)　地球環境の保全に特に寄与する事業

(3)　著しい新規性を有する技術又は著しく創造的な経営管理方法を活用した事業であって、将来において成長発展が期待される分野に係るもの

（経済産業大臣に通知する貿易保険又は再保険の引受け）

第五条　法第十六条第二項の経済産業省令で定める貿易保険の引受けは、次の各号に掲げる貿易保険の区分に応じ、当該各号に定める引受けとする。

一～六　［略］

七　海外投資保険　保険契約に基づき填補される損失の金額の限度額が二百億円を超えることが見込まれるものの引受け

八～十　［略］

2　［略］

備考　表中の［　］は注記である。

2　［略］

（対外取引の健全な発達を図るために特に必要な事業）

第三条　法第二条第十八項の経済産業省令で定める事業は、次の各号に掲げる海外事業資金貸付の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　［略］

二　法第二条第十八項第一号に掲げる海外事業資金貸付（出資外国法人等が行うものを除き、国際機関、外国政府等、外国法人又は外国人に対する本邦外において行う事業に必要な資金に係るものに限る。）次のいずれかに該当する事業として経済産業大臣が認めるもの

イ・ロ　［略］

ハ　海外投資に係る事業であって、当該事業の促進が我が国の産業の国際競争力の維持又は向上に関する国の施策の推進を図るために特に必要な事業

［新設］

三　法第二条第十八項第二号に掲げる海外事業資金貸付　本邦法人又は本邦人が輸出する船舶又は航空機を使用する事業であって、我が国の輸出市場の開拓又は確保に著しく寄与するものとして経済産業大臣が認めるもの

［新設］

（経済産業大臣に通知する貿易保険又は再保険の引受け）

第五条　法第十六条第二項の経済産業省令で定める貿易保険の引受けは、次の各号に掲げる貿易保険の区分に応じ、当該各号に定める引受けとする。

一～六　［略］

七　海外投資保険　外国法人の株式その他の持分の元本又は不動産に関する権利等（以下この号において「元本等」という。）の取得のための対価の額（当該元本等の公正な評価額により引受けを行う場合には、その評価額）が二百億円を超えることが見込まれるものの引受け

八～十　［略］

2　［略］

附　則

この省令は、令和五年七月一日から施行する。